平成２２年（フ）第１１０号
奈良県大和郡山市椎木町382番地１
債務者　乾　　正信
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地38―405号
債務者　原田　広美
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３８号
奈良市東九条町697番地の21
債務者　酒井　君代
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
熊本県荒尾市平山2144番地３
債務者　松丸　　大
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１６号
熊本県荒尾市平山2144番地３
債務者　松丸三枝子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１１９９号
熊本市近見６丁目４番13号
債務者　浦本　　康
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２０１号
熊本県菊池市泗水町永4542番地５
債務者　金澤　香織
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２号
熊本市東野１丁目13番６号
債務者　岡元　絵美
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目13番２号
債務者　吉武トシ子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１８号
熊本市帯山３丁目25番９号
債務者　竹森　琴美
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２４号
神奈川県大和市西鶴間４丁目５番23号　サンケイパレス鶴間302号
債務者　高橋　　修
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５号
神奈川県大和市西鶴間４丁目５番23号　サンケイパレス鶴間302号
債務者　高橋　宣子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４４号
神奈川県大和市つきみ野２丁目２番地２　つきみ野マンション６号
債務者　阿部　豪一
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９０号
横浜市泉区中田東２丁目15番31―103号
債務者　田中　道子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９８号
横浜市港北区綱島台４番39号　トーヤⅠ101号
債務者　門間　聖司
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３９号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目４番７―301号
債務者　久保田岳志
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４０号
神奈川県大和市桜森２丁目13番14号　第３コーポ福本101号
債務者　成田　　論
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部